

令和6年4月1日制定

令和8年2月26日改訂

国立大学法人奈良国立大学機構 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、職員が仕事と生活を両立し、その能力を十分に発揮できるよう働きやすい環境を作るとともに女性活躍を推進するため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）

2. 本機構の課題

職員が仕事と子育て等を両立できるように、更に支援をする必要がある。

3. 目標と取組内容・実施期間

目標1 育児休業を取得しやすいよう代替者をおくなど必要に応じた措置を行う。

<取組内容>

令和6年度～令和7年度

- ・育児休業取得者の把握、対応検討
- ・代替者等の措置

目標2 男性職員に育児休業及び育児を目的とした休暇の取得を促し、取得率を50%以上とする。

<取組内容>

令和6年度～令和7年度

- ・構成員への仕事と育児の両立を進めるための制度周知
- ・ワークライフバランスの取れた就業形態の促進

目標3 事務職員等（奈良国立大学機構職員採用等規程第3条別表に定める事務系職員、技術系職員、図書系職員、技能系職員及び医療系職員）の時間外・休日労働の平均を各月30時間未満とする。

<取組内容>

令和6年度～令和7年度

- ・業務効率化と平準化の推進
- ・学内会議等での時間外・休日労働時間数の実績報告を行い、意識を高める